

# 労働法最前線 — 企業人事の視点から見る労働法動向

世澤法律事務所 陳軼凡 監修

## 労務派遣と業務アウトソーシング・請負

### 第 83 回

2014 年 3 月 1 日に施行された「労務派遣暫定規定」第 27 条は、企業がアウトソーシング・請負の名目をもって労務派遣の形式により労働者を使用する場合、本規定に基づき処理すると明確に規定しました。本文では、労務派遣と業務アウトソーシング・請負の 2 つの関係を区別し、業務アウトソーシング・請負関係が労務派遣と認定されることを防ぐための注意事項を提示します。

実務では、使用企業が業務の必要に応じて他の専門会社と業務アウトソーシング・請負契約を結び、サービスの提供を受けることがあります。この種のサービスでは、他の会社が労働者を使用企業に派遣してサービスを提供させることがよくあります。

労務派遣と業務アウトソーシング・請負では、実際の使用企業が労働者に対して負う義務が異なります。

例えば、労働者の勤務中に労災が発生したとき、労務派遣の法律関係では、実際の使用企業が連帯して賠償責任を負いますが、業務アウトソーシング・請負の法律関係では、一般的に業務アウトソーシング・請負サービスを提供する会社が賠償責任を負います。

実務では、労務派遣により課せられる法的義務を逃れるため、業務アウトソーシング・請負の名目をもって実際には労務派遣を行うことがあります。

### 1. 労務派遣と業務アウトソーシング・請負との概念の比較

労務派遣とは、派遣企業が、使用企業または労働市場のニーズに基づき採用した労働者と労働契約を締結し、使用企業と締結した労務派遣協議に基づき労働者を使用企業に派遣して就労させ、その労働過程での管理は使用企業が担い、賃金・社会保険料などの待遇は使用企業から派遣企業に提供され、派遣企業から労働者に支払うことを指します。

業務アウトソーシング・請負とは、企業内部の業務または職能の一部を、当該業務に従事する請負資格を有する企業に委託し、委託された企業が人員を手配し自らの設備と技術をもって、企業の要求に基づき相応の業務または作業を完成させることを指します。両者の違いは以下にあります。

(1) 人員管理の違い。労務派遣では、使用企業が勤怠、休暇など勤務手配および勤務時間について労働者を管理する。業務アウトソーシング・請負は、サービスを受ける側は労働者を管理せず、労働者の勤務手配および勤務時間はサービス提供側が決定する。

(2) 賃金支払いの違い。労務派遣では、労働者の報酬は使用企業から労務派遣企業に提供され、労務派遣企業から労働者に支払われ、残業代などの福利待遇も使用企業が支払い、使用企業は被派遣労働者と自社の労働者について同一労働同一報酬を適用しなければならない。業務アウトソーシング・請負は、労働者の賃金、福利などの全ての報酬は業務アウトソーシング・請負サービスを提供する側が直接支払う。

(3) 費用の性質の違い。労務派遣では、労務派遣企業は通常、約定された派遣人数に基づき管理費用を徴収する。

業務アウトソーシング・請負は、サービス提供側は通常、日数に基づく費用徴収など、サービス内容および業務量に基づき請負費用を徴収する。

(4) 専門性の違い。労務派遣では、労務派遣企業は労働者を管理するのみである。業務アウトソーシング・請負では、サービス提供側は、必要な技術者と管理者を備え、専門性が比較的高い。

(5) 関係する税費の違い。労務派遣では、労務派遣企業は税率 5% の営業税を支払う必要がある。業務アウトソーシング・請負では、サービスを受ける側は、受けたサービスについて税率 17% の増徴税を納める必要がある。

### 2. 労務派遣と認定されることの回避

使用企業の内部業務または職能を他の会社にアウトソーシングするとき、労務派遣と認定されないように、以下の点に注意する必要があります。

(1) サービス提供側とアウトソーシング・請負契約を締結するとき、できる限り業務事項に基づき費用を支払うよう約定し、サービスを提供する労働者の人数により費用を支払う方式を避ける。

(2) 日常管理で、サービスを受ける側は、できる限り請負企業が派遣した労働者を内部規則制度により拘束することを避ける。例えば、勤怠、規則制度の拘束に服することの要求など。労働者に規範遵守させることが確かに必要とされる場合、請負企業に通知を発し、請負企業により管理させることができる。

(3) サービスを受ける側は、請負企業が派遣した労働者に賃金またはその他の福利待遇を直接支払うことをできる限り回避し、その労働者のために社会保険料および住宅積立金を支払うことを避ける。

#### < 筆者紹介 >

世澤法律事務所

陳軼凡、盧偉、紀樺、殷利華、王娜、紀悦穎、朱晉鳴、許文実

世澤法律事務所は北京に本部を持ち、上海・広州・香港・東京に拠点を展開。世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で、中国国内外のお客様にワンストップの法律サービスを提供しており、主な業務分野は、外商直接投資および M & A、企業日常法務、労働問題、不正競争・独占禁止、知的財産権、債権回収、訴訟および仲裁、会社の解散・清算および破産などが挙げられます。

Web: [www.broadbright.com](http://www.broadbright.com)

E-mail: [broadbright@broadbright.com](mailto:broadbright@broadbright.com)

#### 【上海支所】

Add: 淮海中路 93 号大上海時代広場 1109 室

Tel: 021-5386-1618、021-5386-1109 (日本語専用)